

# 令和2年度 第5回山梨地方最低賃金審議会

と き：令和2年8月31日  
と ころ：KKRニュー芙蓉

## 次 第

### 1 開 会

### 2 議 事

- (1) 山梨地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出について（諮問）
- (2) 山梨地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出の取扱いについて
- (3) 山梨地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出について（答申）
- (4) その他

### 3 閉 会

山梨地方最低賃金審議会  
審 議 資 料

(第5回本審議会)

令和2年8月31日

# 令和2年度 山梨県最低賃金第5回審議会（8/31）

## 配布資料目次

1	最低賃金法（抜粋）	1
2	異議申出書（山梨県労働組合総連合ほか）	3

## 最低賃金法（抜粋）

### 第11条（最低賃金審議会の意見に関する異議の申出）

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条第1項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その意見の要旨を公示しなければならない。 **【2.8.12 公示】**

2 前条第1項の規定による最低賃金審議会の意見に係る地域の労働者又はこれを使用する使用者は、前項の規定による公示があつた日から15日以内に、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に、異議を申し出ることができる。

**【2.8.27 異議申出締切】**

3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつたときは、その申出について、最低賃金審議会に意見を求めなければならない。

**【2.8.31 諮問】**

（第4項 省略）



2020年8月17日

山梨労働局長  
藤本 達夫 様

山梨県労働組合総連合  
議長

甲府市朝日5  
Tel 055-2

## 平成32年山梨地域最低賃金額改定に対する異議申出書

労働者の労働条件の向上と国民経済の健全な発展に向け、真剣にご尽力いただいている委員の皆様にご心から敬意を表します。

山梨地方最低賃金審議会は8月12日、今年度の山梨地域最低賃金の改定について、現行の837円を1円引き上げて838円にすると答申しました。1円引き上げて答申されたことについて、審議会委員はじめ関係者の方々のご尽力には敬意を表するものです。しかしながら、この最低賃金額は、労働者・県民の願い・要求からかけ離れており、1日8時間、週40時間働いても、憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限の暮らし」が実現できる水準には届いていません。ここに更なる引き上げを求め、山梨県労働組合総連合として、下記の異議を申し出ます。

### 記

1. 生活できる最低賃金へ、更なる引き上げをお願いします。

答申通り時給838円の場合、月額12万9,890円（「山梨県勤労統計調査：所定内労働時間一般労働者」月155時間就労で計算）となり、年収では155万8,680円です。貧困から抜け出せないワーキングプアである年収200万円に達しません。

ワーキングプアを解消するには、月199時間の就労が必要となります。これは、正月も夏休みも祭日も休まない法定労働時間の上限とされる月平均173.8時間を超える長時間労働であり、人たるに値する生活を送ることはできません。非正規雇用労働者が全労働者の4割に達したいま、非正規雇用労働者の多くが最低賃金並の賃金水準で働かざるを得ない状況にあります。

1日8時間働けば人間らしい生活ができるように、私たちは「今すぐ時給1,000円以上、そして早期に1,500円以上」を要求しています。中小企業への支援策の充実や強化を国に働きかけていただくとともに、最低賃金の更なる引き上げを要請します。

2. 地域間格差是正のために山梨県の最低賃金の更なる引き上げをお願いします。

IMF、OECD、ILO、国連などの国際機関が、日本の最低賃金についてその平均水準の低さに懸念を表明しています。

今年度の東京都の最低賃金は答申通りであれば1013円のままで、山梨県との格差は175円となります。月収では2万7,125円、年収では32万5,500円もの格差が生じます。県内の労働者が、最低賃金の高い地域に流れていく原因のひとつであり、地域社会の活力も失われてしまいます。全労連が、全国各地で「最低生計費試算調査」を実施したところ、全国どこでも月額22万～25万円、時給1,500円程度が必要であり、都市部と地方でほとんど格差がないことが分かっています。ランク分けをやめ、全国一律最低賃金制度創設を国に求めていただくとともに、地域間格差是正のためにも答申を上回る引き上げを要請します。

3. 審議会は公開されていますが、異議に対する審議については非公開となっています。異議に対する審議においても公開の場で審議するよう要請します。また、意見陳述の機会を保障することを要請します。



以上

2020年8月14日

山梨労働局長  
藤本 達夫 様

山梨県医療労働組合連合会  
執行委員長 [REDACTED]  
住所 山梨県甲府市朝日 5-7-2  
電話番号 055-252-3932

## 2020年度山梨県最低賃金の改正決定に対する異議申出

8月12日、山梨地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を1円引き上げ、838円と改正する旨、答申されました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

集中審議を経て、1円の引き上げを答申されたことについて、審議会委員はじめ関係者の方々のご尽力には敬意を表するものです。しかし、非正規雇用労働者が全労働者の4割に達したいま、非正規雇用労働者の多くが最低賃金並みの賃金水準で働かざるを得ない状況にあり、生活水準の向上は到底のぞめません。したがって今回の答申に対し、異議を申し出ざるを得ません。

最低賃金の大幅な引き上げは、エッセンシャルワーカーの低賃金状態の改善、人口や経済の大都市集中の改善、そして、直面する日本経済の立て直しに極めて重要であることなど、コロナ禍における特別の事情としても、その重要性が増しています。コロナ禍の経済悪化から脱して、地域循環型経済をつくるベースとなる最低賃金は、答申された金額よりも上積みすることが必要であり、それは可能と考えます。ついでには、今年度の山梨県最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

### 記

1. 最低賃金法は、生計費原則を担保するため、生活保護との整合性に配慮するよう求めています。最低賃金と生活保護との比較計算を正当に行えば、改正後の最低賃金額でも、なお生活保護以下です。労働基準法第一条では、「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」と定めています。最低賃金額はこの規定に見合う水準に引き上げるべきです。
2. 答申では、最低賃金の地域間格差は解消されません。最高額の東京と本県との差は175円におよびます。私たちの組織する医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しかし、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって賃金格差が8~9万円以上になる実態があり、この解消なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。
3. 以上により、改正答申は、このまま認めることはできません。再審議し、上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の視点からすれば、最低賃金は少なくとも時間額1500円は必要です。一度に引き上げができないとしても、到達年度を策定しつつ、今年度の引き上げ額を議論すべきです。これらの引上げ額の判断基準について、あらためて審議してください。



以上

2020年8月17日

山梨県労働局長  
藤本 達夫 様

山梨県自治体一般労働  
執行委員長  
甲府市朝日5丁目  
電話 055-251-0715

## 2020年度山梨県最低賃金の改正決定に対する異議申し出

山梨地方最低賃金審議会は、8月12日、今年度の地域別最低賃金の改定について、現行の837円を1円引き上げ、838円とすることを答申されました。

全国的に見ても、東京、大阪をはじめ6都府県で引上げなし、引き上げ額最高でも3円にとどまっています。

コロナ禍で経済や雇用の維持が大変であることは理解しますが、山梨においても働く者もゆとりなく、生計を維持するために、若年層が生活や学業維持のためにアルバイトを余儀なくされ、給与の高い地域へ就職で転出していき、各世代層ではWワークをせざるを得ない状況も増えています。地方の活力が薄れ地域経済の空洞化が止まりません。

最低賃金はかつては「最低ライン」の賃金でした。しかし今は若年層、非正規、サービス業、「エッセンシャルワーク」につく人の賃金水準として機能しています。だからこそ、国の介入でこれまで年3%程度の引き上げを行い、できるだけ早期に「時給1000円」に近づけることを努力してきたのではありませんか。時間給837円では月額13万円ほどです。こういう時期だからこそ、最低賃金ラインにおかれている働く者の賃金を大幅に上げ、安心とゆとりを作り、地域経済を活性化し、経済に好循環を作る、コロナ禍を乗り越える地域経済の再建の大きな力となるのではないのでしょうか。

長崎山梨県知事は「山梨県経済を高付加価値化する」「稼ぐ山梨を創る」と表明されています。コロナ禍の次を見据え、「生産性」向上を経営者も含め追求し、付加価値の分配として賃金を引き上げ、かつ本来的に全国一律最賃とすれば、大都市集中から地方分散を誘導し、地方経済の回復、活力にもつながります。

以上、山梨自治体一般労働組合として、下記のように異議を申しでます。

1. 2020年度最低賃金を「1円」でなく大幅に引き上げること。
2. そのことで経営の負担となる中小企業には、国、県の制度による「生産性向上」「賃金向上」のための具体的支援策を打ち出し、企業の高付加価値化をすすめること。
3. 国に対し、「全国一律最低賃金」制度創設を強く要請し、大都市集中から地方分散、地域の活性化を誘導するよう、行政施策の転換を求めること。 以上





2020年8月19日

山梨労働局長  
藤本 達夫 様

## 令和2年山梨地方最低賃金額改定に対する異議申し出書

生協労連ユーコープ労働  
中央執行委員長

日頃から労働者の労働条件向上と国民経済の健全な発展に向け、真剣にご尽力いただいていることに敬意を表します。「山梨地方最低賃金審議会の意見に関する公示」がありましたので下記のとおり異議の申し出を行います。

### 記

1. 山梨地方最低賃金を838円とすることに不服を申し立て、再審議を求めます。

山梨地方最低賃金審議会は8月12日、今年度の山梨地方最低賃金の改定について、現行の837円を1円引き上げて838円にすると答申しました。しかし、この最低賃金額は労働者・県民の願いからかけ離れており憲法25条および最低賃金法9条第3項で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」を実現できる水準に届いていません。そのために労働者の生計費を確保する最低賃金の水準、「あるべき最低賃金額」について議論することを求めます。

2. 山梨地方最低賃金を1000円以上とし、1500円をめざすことを求めます。

答申された最低賃金額で今年度改定されたとしても、年収換算では200万円を大きく下回ります。新型コロナウイルスの影響があり経済が低迷しているとはいえ、最低賃金で働く労働者はエッセンシャルワーカーである者が多いのが実情です。また、物価上昇や税増加により県民の負担は増え続けています。コロナ禍による経済ダメージの再建には内需拡大がカギとなり、そのためには個人消費を増やすこと、賃金の引き上げが必要であり、今こそ最低賃金の大幅引き上げが必要です。

日本の最低賃金は各都道府県別になっていてそれを当たり前のこととしていますが、世界的に見ると国内最低賃金を地域で細分化している国は少数です。また、その地域をランク分けしていることは格差を広げる要因にこそなれ、格差是正には全く作用しません。年間40万円にも上る賃金格差は異常です。この格差は、最低賃金の高い地方を抑制するのではなく、最低賃金が異常に低い地方こそ大幅に引き上げて解決すべきです。全労連が行っている全国最低生計費試算調査では、全国どこで生活してもおおむね月額1500円以上の生活費がかかることが明らかになっています。根本的な問題解決のためにランク分けはやめ、全国一律最賃制度とするよう国に強く働きかけてください。そのために有効で使い勝手の良い中小企業への支援制度も合わせて創設するよう国へ働きかけてください。

3. 異議に対する審査は公開の審議とすることを求めます

国民生活の水準を左右する審議は公開の場で公明正大に行うべきです。最低賃金の影響が大きい非正規雇用者の意見を聞く機会を設けることを求めます。



以上